

なりわい再建支援補助金のご案内

(令和8年4月1日現在)

なりわい再建支援補助金は、令和6年能登半島地震の被害を受けた 石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等が実施する工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧にかかる費用の一部を国・県が助成するものです。

【補助対象者】



- 石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】



- 工場・店舗などの施設の復旧費用
- 生産機械などの設備の復旧費用
- その他、復旧・整備に必要な経費

【補助額・補助率】



- 補助金上限：15億円
- 補助率：3/4
(中堅企業等は1/2)

【事前着手制度について】



事前着手とは、補助金の申請前（交付決定前）に着手した復旧工事費も、特例的に補助対象として認めるものです。

※ご提出が必要な書類（見積書、被災証明書等）の紛失などのリスクにつながります。補助金の活用を検討している方は、お早めの申請をお願いします。

※令和8年度においては、能登3市3町（七尾市ほか珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、志賀町）につき、事前着手制度が認められています。

【複数回申請について】



なりわい補助金では、補助対象とする経費が明確に分けられる場合（棟別、工期別等）、複数回の申請を行うことが可能です。

■ 補助金申請でお困りの方へ

申請書類の作成を、無料でサポートいたします！

中小企業診断士・行政書士などの専門家が、なりわい再建支援補助金（その他補助金も含む）の申請書類作成をサポートします。

- 申請サポートは予約制です。

事前にお電話でご予約のうえ、会場へお越しください。

【会場】七尾商工会議所（七尾市三島町70-1）

【予約受付】月～金曜日 TEL:0767-54-8888

【相談時間】① 09:00～ ② 10:30～ ③ 13:00～ ④ 14:30～ ⑤ 16:00～



【問い合わせ先】七尾商工会議所／ななお経営支援センター TEL:0767-54-8888